

防火管理新規講習会実施要領

日 置 市 消 防 本 部

消防法施行令第3条第1項第1号イに規定する甲種防火管理新規講習会及び同条第1項第2号イに規定する乙種の防火管理講習会を次の要領により実施します。

記

1 日 時

甲種（乙種）防火管理新規講習 令和7年10月23日(木)・24日(金)

午前9時から午後4時頃まで(乙種は23日のみ)

	時 間	科 目	備 考
第一日(甲乙共通課程)	9:00～9:05	日 程 等 の 説 明	・当日の受付時間は2日間とも 8時30分から8時55分まで ・使用テキスト 図説防火管理(東京法令) 消防計画作成の手引き (東京法令) イラストで見る消防用設備等の 自主点検ポイント (東京法令)
	9:10～10:10	防 火 管 理 の 重 要 性	
	10:20～11:50	施 設 ・ 設 備 の 維 持 管 理	
	11:50～13:00	昼 食	
	13:00～14:00	防 火 管 理 の 責 務	
	14:10～15:00	火 気 管 理	
	15:10～16:10	自 衛 消 防 と 消 防 訓 練	
	16:10～	修了式（乙種修了証）	
第二日(甲種課程)	9:00～9:05	日 程 等 の 説 明	
	9:10～10:30	火 災 の 現 象	
	10:40～11:50	地 震 対 策	
	11:50～13:00	昼 食	
	13:00～13:40	消 防 設 備 の 取 扱 い	
	13:50～14:50	危 険 物 等 の 安 全 管 理	
	15:00～15:30	まとめ	
	15:40～	修了式（甲種修了証）	

※ 防火管理者講習の区分について

乙種防火管理講習受講者は、防火管理者を選任すべき防火対象物のうち、その延面積が特定防火対象物にあっては300㎡未満、非特定防火対象物にあっては500㎡未満の小規模事業所の防火管理者が対象となっています。

甲種防火管理新規講習受講者は、すべての事業所の防火管理者になることができます。

2 場 所 日置市中央公民館3階大会議室（伊集院町郡一丁目100番地）

3 受付期間 令和7年9月1日(月)から9月30日(火)まで

注) 期間を過ぎたものは、テキストの発注及び会場等の兼合いから受付できませんのでご了承ください。

4 受付場所 消防本部(署) 日置市伊集院町徳重一丁目10番地10 099(272) 0119
北分遣所 日置市東市来町長里87番地1 099(274) 0119
南分遣所 日置市吹上町永吉3779番地 099(299) 3019

5 受講申込の手続き

- (1) 甲種・乙種受講希望者は、所定の申込書に必要事項をかい書で記入のうえ、写真1枚を貼り付け受講料5,000円を添えて申し込んでください。
- (2) 郵送による申込の場合、(1)の他に返信用封筒(※110円切手を貼り、宛名を明記したもの)を同封し、必ず現金書留によること。

郵送の申し込み先

〒899-2502 日置市伊集院町徳重一丁目10番地10

日置市防火管理協会事務局(日置市消防本部内)宛

- (3) テキスト等は、日置市防火管理協会にて取扱います。
- (4) 写真は、受講申込書提出前6か月以内に撮影した無帽(宗教上又は医療上の理由がある場合を除く)、無背景、正面上三分身像(胸より上)の縦4cm、横3cmの大きさのもので、写真1枚を申込書に貼り付けること。

なお、デジタルカメラで撮影した写真は、従来の写真と同等以上の高画質で写真用紙に印刷したものに限ります。

6 受講資格 原則として日置市内に居住するか勤務している方。

7 修了証の交付 講習の全課程を修了した方には、修了証を交付します。

(乙種は23日、甲種は24日に修了証を交付します。)

8 定員 80人

9 その他

- (1) 講習の遅刻、早退、代理人の受講等の場合、修了証は交付できませんのでご注意ください。
- (2) テキストは、当日会場で配布します。
- (3) 講習には受講票、筆記用具、昼食を準備してください。
- (4) 受付後はテキスト代、申込書等の返却は一切いたしません。尚、不明な点は受付場所へお問い合わせください。